

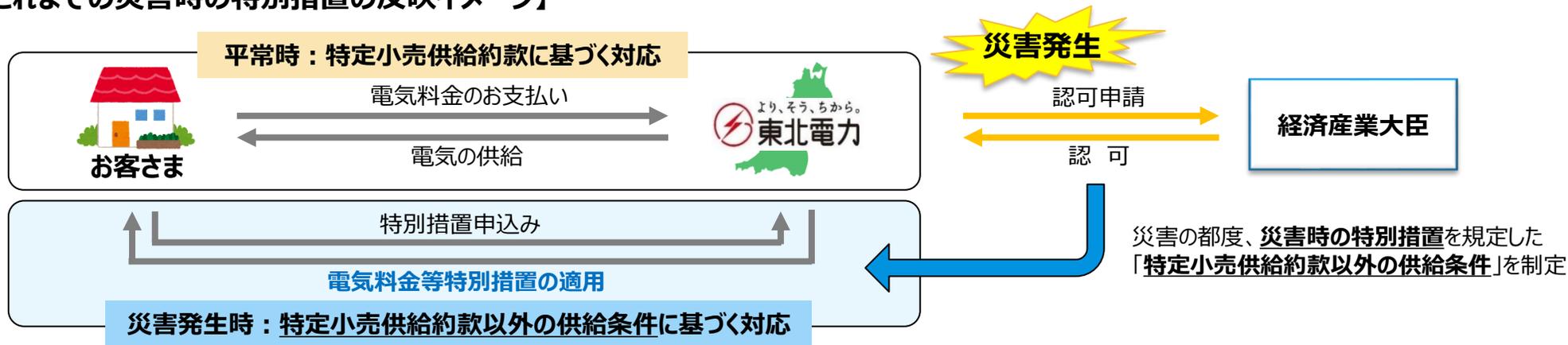
災害時における電気料金等の 特別措置の概要について

2025年2月7日
東北電力株式会社

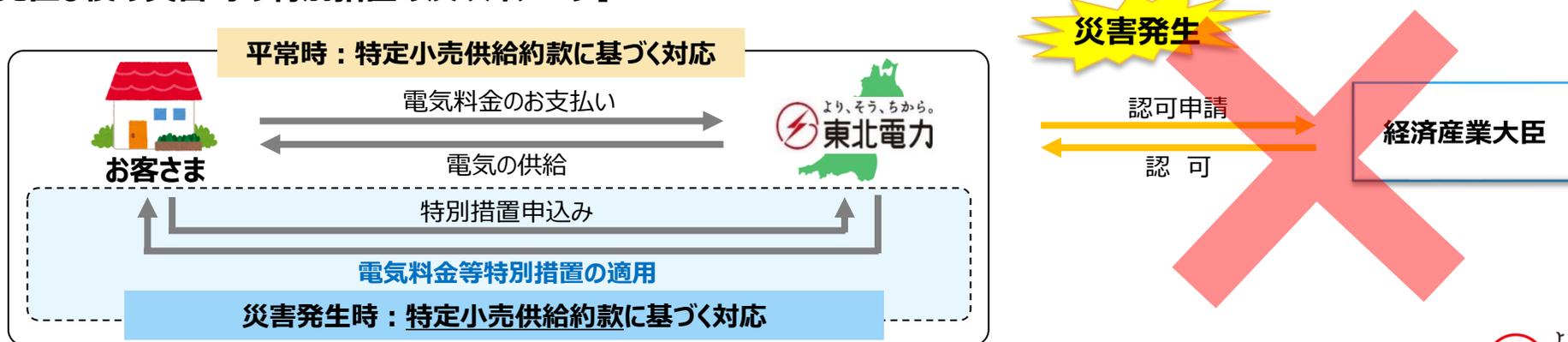
1. 今回の見直し概要

- これまで当社は、災害の発生に伴い、災害救助法が適用される都度、電気事業法に基づく認可手続き等を経て、災害時の特別措置を講じておりました。
- 2025年4月1日より、災害時の特別措置の内容を特定小売供給約款に規定し変更いたします。また、低圧自由料金および高圧・特別高圧についても、特定小売供給約款と同等の措置を行うべく、約款の変更等を行います。
- 詳細については当社ホームページをご確認ください。[\(当社ホームページへのリンクはこちら\)](#)

【これまでの災害時の特別措置の反映イメージ】



【見直し後の災害時の特別措置の反映イメージ】



- 災害時の特別措置の概要は以下のとおりです。規制料金における具体例は次項を参照)

【災害時の特別措置の適用条件】

地震・台風等の災害により被害を受けたお客さま（災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さま）が、災害救助法の公示日などから6カ月後の月末までに当社に対して申出を行った場合。

【災害時の特別措置の内容】

<p>①電気料金の支払期日※¹ の延長</p>	<p>被災されたお客さまの電気料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）を、それぞれ1カ月延長いたします。</p> <p style="text-align: right;">詳細はP.3</p>
<p>②不使用となった期間の 基本料金の免除</p>	<p>被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、災害発生後6カ月間に限り、電気料金（不使用料金※²）は申し受けません。</p> <p style="text-align: right;">詳細はP.4</p>
<p>③工事費負担金等※³</p>	<p>次のいずれかに該当する場合、工事費負担金等を申し受けません。</p> <p>(1)被災時から全く電気を使用されずに契約を廃止され、災害発生月の6カ月後の月末までに新たな契約のお申込みを行われた場合（被災前の契約容量等を超えない場合に限ります）</p> <p>(2)再建等のため、新たに当該需要場所にて災害発生月の6カ月後の月末までに臨時電灯または臨時電力のお申込みを行われた場合</p> <p>(3)再建等のため、災害発生月の6カ月後の月末までに引込線、計量器等の取付位置の変更のお申込みを行われた場合</p> <p style="text-align: right;">詳細はP.5</p>
<p>④被災により使用不能となった 電気設備の基本料金の免除</p>	<p>災害によりお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合、その使用不能設備相当分の基本料金は、災害発生月の6カ月後の月末までの間は申し受けません。</p> <p style="text-align: right;">詳細はP.5</p>

※1 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※2 不使用料金は、基本料金の半額となります。

※3 工事費負担金等とは、お客さまからのお申し込みにより、お客さまへ電気を供給するために必要な設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまにご負担いただくものをいい、工事費負担金、臨時工事費および諸工料が含まれます。

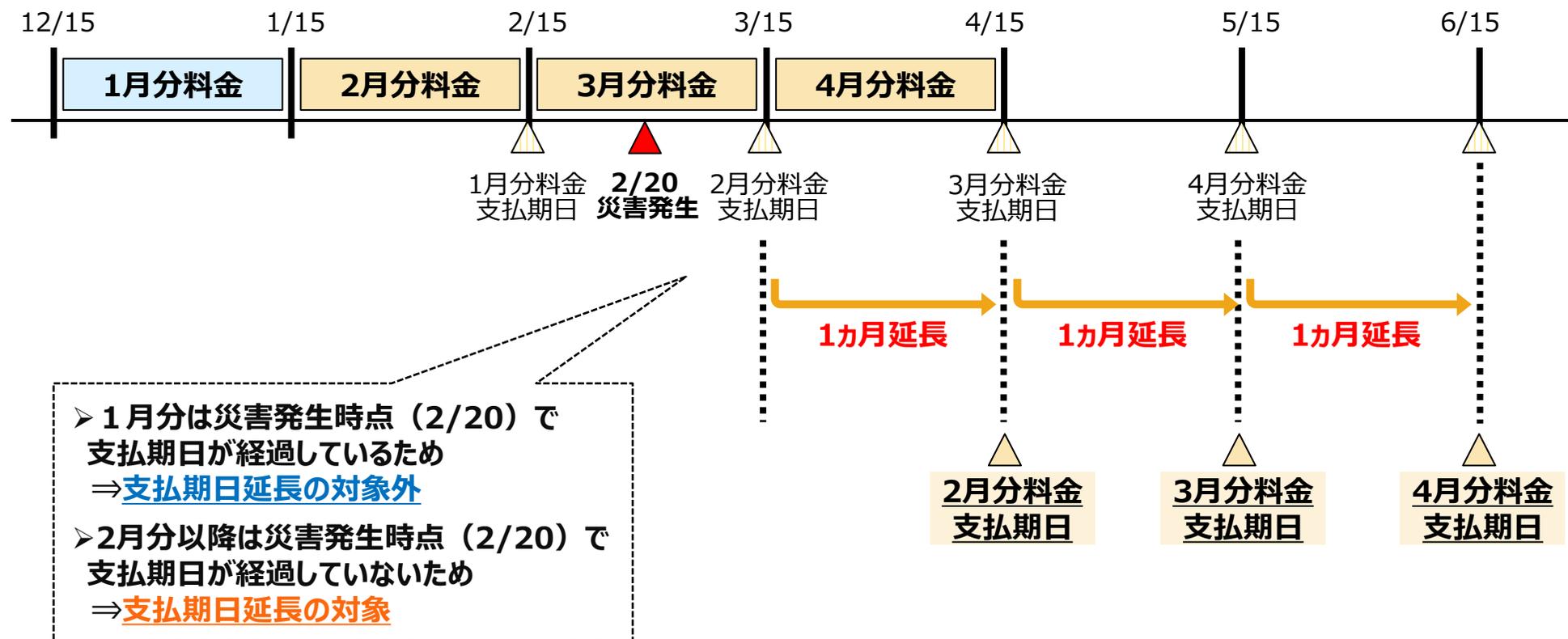
3. 災害時の特別措置の具体例（1）

① 電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日※（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1カ月延長いたします。

※支払期日は、検針日の翌日から起算し30日目を行います。

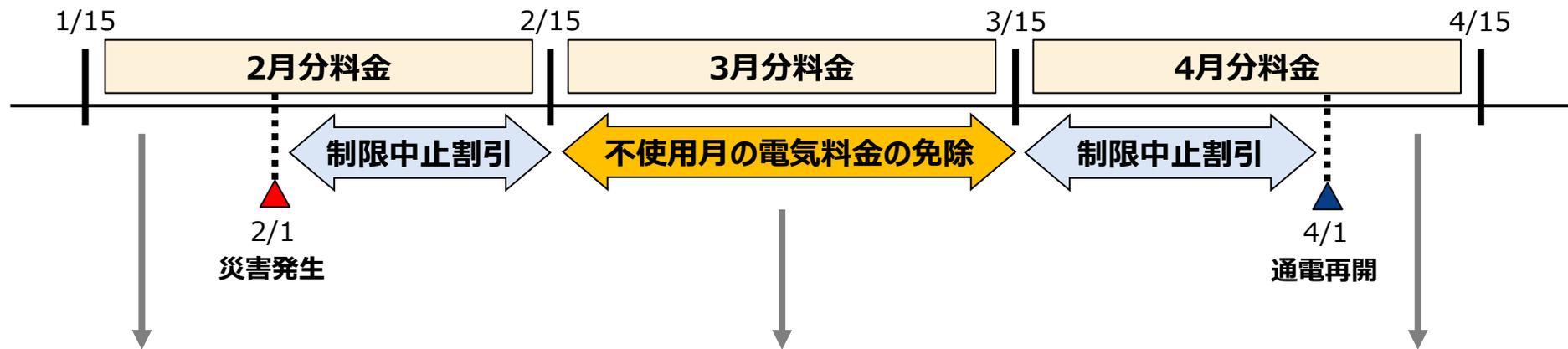
【具体例：災害発生日が2月20日、お客さまの検針日が毎月15日の場合】



②災害時から不使用となった期間の基本料金の免除

被災時から全く電気を使用されない場合、被災日が属する月分（2月分）の翌月分（3月分）の電気料金から6カ月間を上限として、電気料金は申し受けません。この例の場合、4月1日に通電再開しているため、3月分の電気料金を申し受けません。

【具体例：災害発生日が2月1日、通電再開日が4月1日、お客さまの検針日が毎月15日の場合】



2月分料金

被災日の2/1から検針日の前日の2/14までの間は、特定小売供給約款の「制限または中止の割引※」が適用となります。

3月分料金<<特別措置の対象>>

本来、3月分は全く電気を使用していないため基本料金の半額をご請求することになりますが、**災害時の特別措置が適用となる場合、基本料金は申し受けません。**

4月分料金

前月検針日の3/15から通電再開日の4/1までの間は、特定小売供給約款の「制限または中止の割引※」が適用となります。

※ 1日のうち延べ1時間以上の制限または中止に対し、1日あたり基本料金を4%減免いたします。

③ 工事費負担金等※

託送供給等約款等において以下の場合においては、工事費負担金等が免除となることから、お客さまへのご請求も免除となります。

- (1) 被災時から全く電気を使用されず、一時的に廃止された後、災害発生日が属する月の6カ月後の月の末日までに被災前の契約容量等をこえずに新たな需給契約の申込みを行われた場合
- (2) 再建等のため、新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6カ月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力のお申込みを行われた場合
- (3) 再建等のため、災害発生日が属する月の6カ月後の月の末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更のお申込みを行われた場合

※工事費負担金等については、一般送配電事業者等の託送供給等約款等に基づき請求を受けた場合に、相当額をお客さまへ請求しております。



④ 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

お客さまがご使用になられる電気設備（契約負荷設備）の総容量により契約電力を決定されている場合で、被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となったときは、その使用不能設備相当分の基本料金は、災害発生日が属する月から6カ月後の月の末日まで申し受けません。当該設備の復旧後は、基本料金の免除は行いません。

【具体例：災害発生日が2月1日、通電再開日が10月1日の場合】

